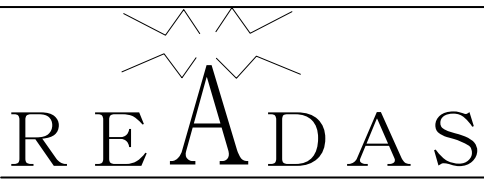


第 5284 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月 7日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## マイナンバーの個人番号の提供が受けられない場合

**Q**：マイナンバーで個人番号の提供が受けられない場合は、どのようにしたらいいですか？

**A**：国税庁のFAQに次のように記載されています。

### 【解説】

マイナンバー制度では、従業員等から個人番号を取得しなければなりません。相手方がこれを拒否した場合にはどうしたらいいのかが問題になります。これについて、国税庁は次のような回答を示しています。

- ・法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。
- ・それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。
- ・経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をしてください。
- ・法定調書などの記載対象となっている人全員が個人番号を有しているとは限らず、そのような場合は個人番号を記載することはできませんので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

